

## 保育審議会答申（案）に対する各委員からの意見一覧

No.	委員名	ページ	内容	修正ポイント
1	和田委員	3	(第2段落)「こうした社会環境に～」⇒「また、こうした社会環境に～」	左記のとおり修正すると考えます。
2	和田委員	3	(第3段落)「依然として解消されていない状態が続いている待機児童の課題は」⇒「待機児童の課題が依然として解消されていない状態が続いており」	左記のとおり修正すると考えます。
3	和田委員	3	(第4段落)「国立市財政改革～」⇒「市は、国立市財政改革～」(提言を受けたのは「市」だから)	左記のとおり修正すると考えます。
4	和田委員	4	(第3段落) ①(2行目)「私立保育園の」⇒「私立保育園は」 ②(3行目)「各園相互の」⇒「各園との」 ③(4行目)「努めているほか、」⇒「努めている。また、」 ④(5行目)「東京都福祉サービス～受けている。」⇒「また、すべての私立保育園が、東京都福祉サービス第三者評価を公立保育園よりも早い時期から受けている。」	①②は左記のとおり修正すると考えます。 ③はその前にも「また、」があるので、重複してしまうことからそのままとします。 ④左記のとおりとするが、「また」は③のとおり重複するのでそのままの形を維持します。
5	川田委員	4	(11行目)「東京都福祉サービス第三者評価を公立保育園より早く全ての私立保育園で受けている。」 →私立保育園は第三者評価を受けないと補助金が受けられないから公立よりも早く行われていたのではないのでしょうか？ ここが国立市の保育需要に答えているとは関係しないのではないかと思いますので、削除の検討をお願いします。	福祉サービス第三者評価は 第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。 よって、保育需要に応え、保育の質を維持することに寄与していると考えますので、記述のとおり考えます。
6	和田委員	5	(4行目)「保育を必要とする…」の部分で、保育とは家庭で行われている養育のことも意味するが、「保育サービス」というとやはり預かる形が思い浮かぶので「殻を破る」とどうなるのかわからない。(この答申の中で斬新なサービスについて描かれているとも思わない)この表現(殻を破る)は必要なのか。	今後、新たな保育サービスを求めることが大切であり、これを期待することと考えます。

No.	委員名	ページ	内容	修正ポイント
7	川田委員	7	審議会でも意見をしましたが、「発達に課題を抱える子」とか「発達が気になる子」という文言が出てきますが、しょうがいをもつ子どもたちを網羅する表現ではないと思います。聴力や視力、身体といった障害も考える必要があると思います。知的障害も脳の器質的な病気の場合もあります。この答申には『しょうがいをもつ子ども』たちに触れられていません。国立市には療育施設がない分、しっかりと記載する必要があるのではないのでしょうか。「国立市としてもしょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」もありますし、『⑥発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもとその家庭への支援』以下内容に沿った文言への検討をお願いします。	第7回審議会で議論した意見は以下のとおりでした。「しょうがいをもともと持っている子」が書かれていないに対して、「限定してしまうことにもなってしまいうため、この文言のままでもよいのでは」という意見で終わっています。保育については、国籍や男女、しょうがいがあるに関係せず、全ての児童を受け入れることを前提と考えます。ここでは、大切な課題の一つとして、発達課題を示したものと考えます。
8	和田委員	8	(◆保育の質の担保と向上 下から8行目)「第三者評価…」の部分は、先日の保育園保護者説明会で「民営化園の第三者評価の結果について、市は何か言えるのか?」という話があったので、第三者評価をしっかりと見て、何かあった場合には市がきちんと介入すること、(評価を受けっぱなしで何もしないわけではない、と書く)第三者評価のみではなく、市が保育の実施主体として、市内すべての保育園と同様に見守っていくというような意味の文言を追加。	左記の趣旨を盛り込むため、段落末尾に下記の内容を追加することでよいか検討。「市は保育の実施主体として、第三者評価などにより課題が発生した際には市内の他の保育園と同様の保育の質が担保されるよう適切な指導を行っていくことが求められる。」
9	江良委員	8	(◆保育の質の担保と向上 下から2行目)「国立市が作ることが大切である。」⇒「国立市が作っていかなければならない。」 (大切に思っているだけでは進まないことも考えられるので)	「市と事業者が作っていかなければならない。」と修正をします。
10	和田委員	9	(◆職員研修や人材育成の充実 下から2行目)「構成を見直す」とあるが、既存の公立保育園の人事構成から見直すのか、私立保育園から見直すのかを明記。	「私立保育園において職員配置の構成を」と修正をします。

No.	委員名	ページ	内容	修正ポイント
11	川田委員	10	<p>(最終段落)  「したがって、公立保育園を民営化した際には、その民営化によって実際にもたらされた財政的効果の規模を事後的にも検証する必要がある。同時に、民営化によって得られた財的資源および人的資源が、「子育て環境のさらなる充実」という目的にどの程度活用されているのかを説明する責任も果たさなければならない。」  ⇒審議会では、財的資源、人的資源が「子育て環境のさらなる充実」の為に、どう投入されていくか検証していかなければ、民営化した意義がなされないとありました。今、子育てしている所への投入をと話されていたことが、この文章だとはっきりしないので、付け足した方がいいと思います。</p>	<p>文章の修正をするかどうか等については、第8回審議会で検討が必要であると考えます。</p>
12	和田委員	10	<p>(◆財政的な効果 表3) 公立保育園・私立保育園の運営費のもっと細かい内訳を出すことはできないか。人件費、光熱費、食材費、等の項目があれば、民営化によって節約できる部分とそうでない部分がよくわかると思う。  6600万円という数字は、国立市にとっては大きく、この答申を読んだ方は「民営化による大きな財政的効果」を期待すると思われる。ただ、以前に竹内委員からの指摘にもあったように、本当に6600万もの財政効果があるのか疑問に感じる点もあり、きちんと見えるようにしてほしい。民営化に対して慎重な考え方をされている方がいる以上、ここで大きな財政効果を前面に出して、もし財政的効果があまりなかった場合に、審議会での試算が甘かった、と言われかねない。</p>	<p>試算は平成26年度の実績から算出した全体の数値です。そのために、民営化後にどの程度活用されているかを事後的に検証することを盛り込んでいます。</p>
13	和田委員	11	<p>(◆ガイドラインの作成と遵守 5行目) 「遵守していくことが必要である」の主語は誰か。選定委員会なのか、新事業者なのか明らかにする。また、遵守されているかどうかは、常に市が注視し、問題があった場合には何らかの勧告を行う旨を追記したい。</p>	<p>詳細については、ガイドライン作成時に検討するものと思います。</p>
14	川田委員	11	<p>(◆事業者の選定) 第一段落について、保育士等専門の方が、委員会に入るもしくは参画する話が審議会でされていたように思いますが、検討をお願いします。</p>	<p>詳細については、ガイドライン作成時に検討するものと思います。</p>

No.	委員名	ページ	内容	修正ポイント
15	和田委員	11	(◆引継ぎ 2行目)「影響がないよう」⇒「影響が最小限となるよう」	左記のとおり修正すると考えます。
16	和田委員	12	(◆民営化効果の子育て支援への最大活用)この文章からは民営化＝待機児童解消という感じを受けるが、民営化によって大幅に定員を増やせるわけではないのでは？民営化の目的は待機児童解消だけではないはず。ここに書きたいのであれば、後半の部分と前後を入れ替えるべきではないか。あるいは、待機児童の話は書かずに、財的資源と人的資源の活用の話として、特に保育士の人的資源を市内のいろいろなところで活用できることを書くなど。	下記のとおり修正することでよいかの検討が必要です。 「現在、国立市においては、待機児童が解消されていないことは喫緊の課題であるが、並行して、民営化により得られる効果を～」
17	和田委員	12	(◆「子どもの最善の利益」の追求～ 下から7行目) 多くの関係者の中に「子ども」が入っていないのがおかしいのではないかと？一番ダイレクトに影響を受けて、馴染もうと努力して、それを乗り越えるのは民営化のタイミングで在園していた子どもたちである。	子どもが安心して過ごせる環境を整えるのは子どもの周りの方々であることから、子どもを合わせて記載することはなじまないと考えます。
18	川田委員	12	(◆「子どもの最善の利益」の追求～ 下から7行目) 1つめは、新しい環境に慣れるための努力は子どもが一番するのではないかなぜ子どもが入っていないのかなと思います。 2つめは、「多くの関係者が多大なる努力」、努力＝無理をすることになります。 努力して成立させるのが当然、というニュアンスに感じられ、民営化に反対されている方にはなかなか受け入れていただけではないのではないのでしょうか。「それぞれの関係者が「子どもの最善の利益」を追求し、細やかな配慮及びコミュニケーションを図ることが肝要である。」などへの変更を検討ください。	①No.17同様に子どもをあわせて記載することはなじまないと考えます。 ②「努力＝無理をする」という意見について審議会での検討が必要である。『多くの関係者が多大なる努力』という表現についての取り扱いについては意見を参考に検討が必要である。例えば、「理解・協力」という表現に置き換えてはどうかと考えます。

No.	委員名	ページ	内容	修正ポイント
19	川田委員	16	(7行目) 「民営化へ積極的に舵をきり、」 ⇒「積極的に」という文言は、はずしてほしいです。これまでの審議会の中で「積極的に」とは誰一人話されていなかったと思います。「民営化によって生み出される・・・」等の文言へ修正をお願いします。	「積極的に」の取り扱いについて審議会での検討が必要です。
20	新開会長	16	竹内委員と川田委員からのご提案があり、答申案に以下の加筆をお願いしたく、ご検討よろしく願いいたします。 (最終段落) 「なお、公立保育園の民営化に対しては、当審議会において慎重な対応を求める意見や、 <u>公立保育園の安定した雇用環境の利点を重視する意見もあった。</u> <u>こうした意見に十分に留意しつつ、保護者の理解を得るよう最大限の努力をする必要がある。</u>	「公立保育園の安定した雇用環境の利点を重視する意見もあった。」について、取り扱いを審議会での検討が必要です。
21	川田委員		保育士の処遇が、他業種より月10万少ないことや同じ保育士で公私で処遇に差があるのは納得できないとの議論があったはずですが、そういうことは記載されていないように思います。答申にきちんと載せて、それでも民営化する必要があることを合理的に記述する必要があると思います。	処遇は保育全体の課題として検討すべきと考えます。
22	川田委員	16	(最終段落) 「保護者・市民の理解を得るよう～」としてほしい。民営化の影響を受けるのは、保護者だけでなく、これから子どもを生んだり、保育園に入りたいと思っているご家庭です。また、審議会にて意見書も提出されています。	「市民」も追加することでよいか確認が必要です。

No.	委員名	ページ	内容	修正ポイント
23	和田委員	19	移行形態3は検討していないので、載せないことになったのではないか？	事務局からこの移行形態があることの説明をさせていただいておりますので、記載がないと、この形態について審議会では全く議論をしていないこととなります。国立市においてこの移行形態による実施は難しいという整理をしたという形で記載をすべきと考えます。
24	和田委員	22	「方向性1・2」で「地域に根ざした財団、もしくは社会福祉法人（社会福祉事業団）を設立し～方法」「2園目以降も段階的に社会福祉法人等に移管して行く方法」という部分が文章の最後になっており、わかりにくい。方法を頭にもってきて、方向性1については、〇〇に移管する方法で、～のようなことが可能になる、といった表現にできないか。	下記のとおり修正することでよいか検討が必要です。  【方向性1】 方向性1については、地域に根ざした財団、もしくは社会福祉法人（社会福祉事業団）を設立し、他の子育て支援施設も含め、公立保育園を移管していく方法である。 この方法は、市が自ら牽引していくべき地域の子育てや保育に対する支援施策を実現するための機能を財団等に持たせることを目指すものであり、これまでの公立保育園が担ってきた責務と役割を引き継ぐことが可能、かつ、市が抱える行政課題に対し機能性が高く、多様なニーズへの対応が可能となる。 【方向性2】 方向性2については、2園目以降も段階的に社会福祉法人等に移管していく方法である。 この方法により、これまでの公立保育園の保育サービスの質を担保しつつ、事業者の理念、特色を活かした工夫、改善により保育サービスの向上を図るとともに、実績ある保育士の人的資源を、様々な子育て支援施策に活用していくことが可能となる。
25	和田委員	23	「提言3」に財政的効果の「検証」について追加するべきではないか。	10ページにおいて、検証の記述はなされている。改めての記載は不要と考えるが、検討が必要です。













